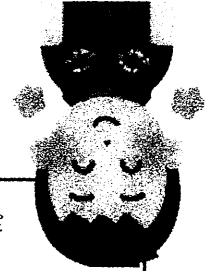


合同会社 More Liberty



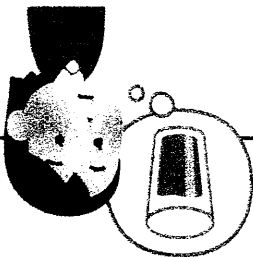
■ご利用者さま宅、ないし訪問道中にて体調不良になってしまった場合
 熱中症の症状を確認、周囲の人や管理者・主任に申し出ます
 訪問の交代を行い、身体の冷却、医療機関への受診が必要か判断します
 また、厚生労働省のマニュアルを参照しながら対応していきます

■毎朝の朝礼にて
 1、健康チェックを行います
 2、入浴介助の訪問が続いていないか確認し、訪問調整します
 3、訪問に注意が必要なケアや場所など共有していきます



■熱中症指数計にて安全を確認します
 熱中症アラート発生中は、冷却グッズ等を持参します
 入浴介助、クローカーが完備できていないご利用者さまの訪問には重々自身の体調を
 管理し訪問します

■仕事開始前に体調管理をしっかりと行います
 健康チェック表に記載します
 体調が悪いときは無理をしない
 ご利用者さま宅で倒れるような状況になってはならないため、早めの対策をとります



厚生労働省マニュアルを参照します

熱中症対策マニュアル

職場における
熱中症対策の
強化について

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

現場において
 死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。

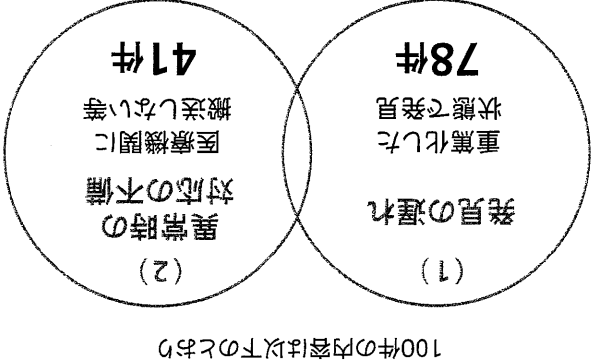
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOPI 熱中症対策マニュアル」や「現場要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げていない対策を参考に、

早急に求められる対策

職場における熱中症による死亡災害の傾向

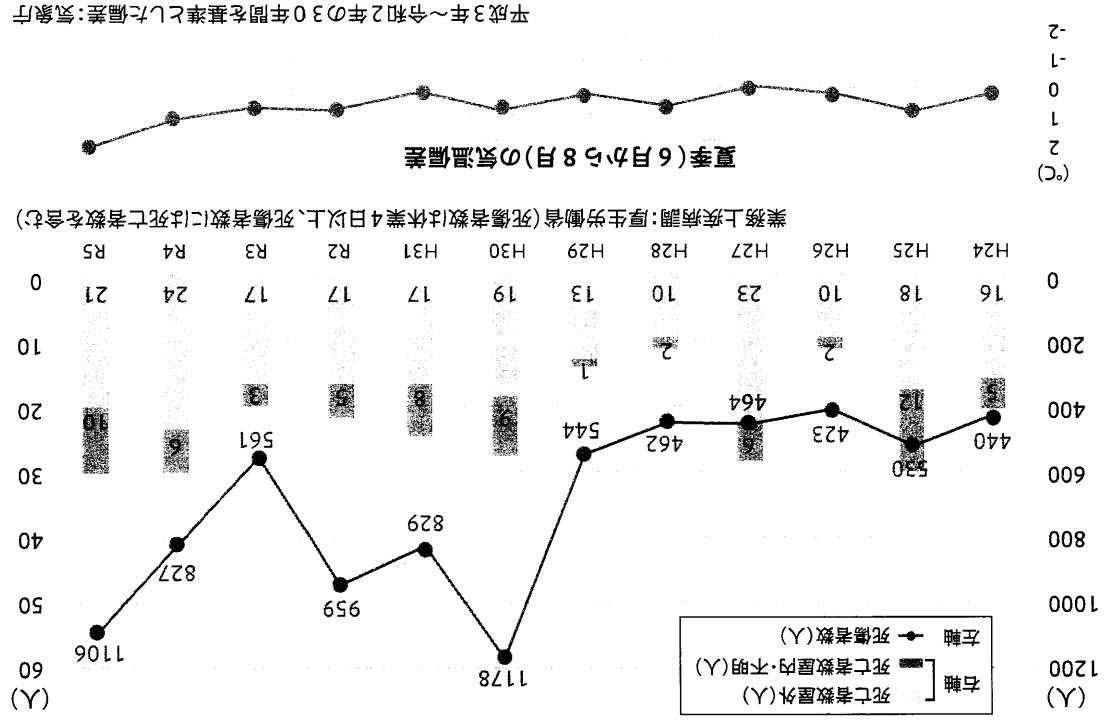
ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」により更なる増加の懸念。

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者は約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響



熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WGBT値(暑さ指数)の活用

WGBT基準値とは

暑熱環境による熱入トリスの

評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定

実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で

WGBT基準値を把握。

WGBT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWGBT基準値を比べる

基準値を超える場合には

・冷房等により当該作業場所のWGBT基準値の低減を図ること

・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に

変更すること(表1-1参照)

・WGBT基準値より低いWGBT値である作業場所での作業

に変更すること

それでも基準値を超えてしまうときには 第2熱中症予防対策を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WGBT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

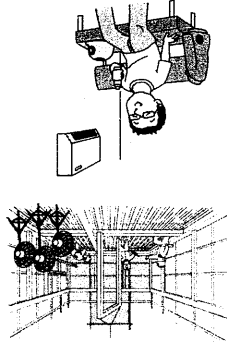
睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与える

おそれがあることに留意の上、日常の健康管理

及び健康相談を行うこと。

(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体状況の確認



2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

(5) 作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

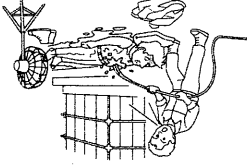


表1-1 身体作業強度等に応じたWGBT基準値

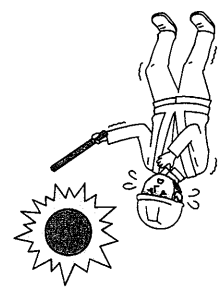
区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	暑熱順化者のWGBT基準値℃	暑熱非順化者のWGBT基準値℃
0	安静、楽な座位	33	32
1	・軽い手作業(書<タイプソ等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業など	30	29
2	・継続的な手及び腕の作業 【<ぎ(釘)打ち、盛土 ・腕及び脚の作業、 腕と脚体の作業など	28	26
3	・強度の腕及び脚体の作業 ・重物の荷車及び手押し車を ・シヨベル作業、ハンマー作業 押し引きなど	26	23
4	・最大速度の速さの ・激しい活動 ・激しくシヨベルを使ったり 掘ったりなど	25	20

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

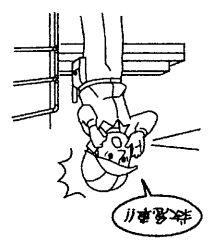
見つける

(例) 作業員の様子がおかしい...



判断する

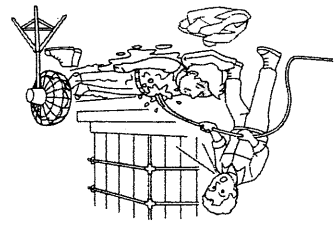
(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで

作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

「熱中症の自覚症状がある作業者」や

「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が

その旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバイザー制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

1

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止

するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

2

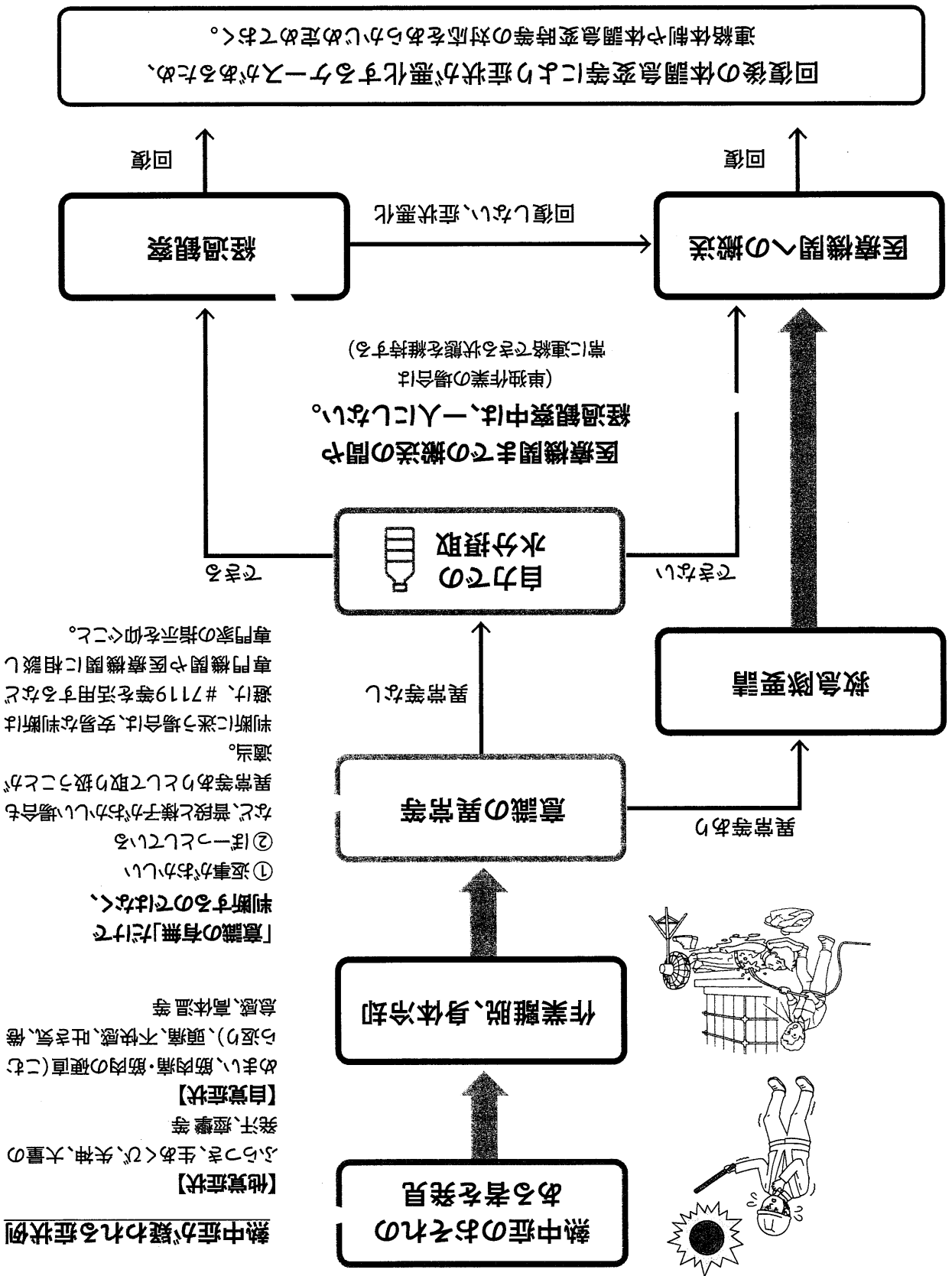
対象となるのは

「WBG T28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】ふらつき、生あくび、失神、大量の

発汗、痙攣等

【自覚症状】めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむ

ら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦

怠感、高体温等

【意識の有無】だけで

判断するのはなく、

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も

異常等ありとして取り扱うことが

適当。

判断に迷う場合は、安易な判断は

避け、#711等を活用するなど

専門機関や医療機関に相談し

専門家の指示を仰ぐこと。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

熱中症が疑われる症状例

- 【他覚症状】
 - ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等
- 【自覚症状】
 - めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

- ①返事がおかしい
- ②ぼーっとしている

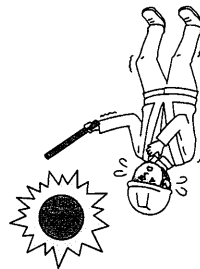
など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

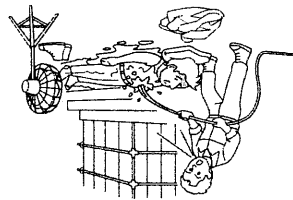
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門家機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

熱中症のおそれのある者を発見

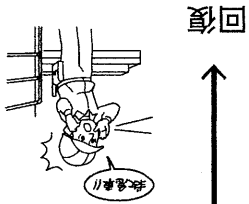


作業離脱、身体冷却



医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、熱中症を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がふる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない/汗がでない



これも

初期症状

何となく

体調が悪い

すぐに

疲れる

あの人、
ちよつとへん

イライラしている

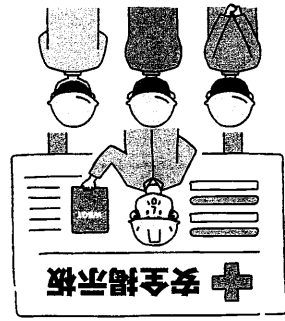
フラフラしている

呼びかけに反応しない

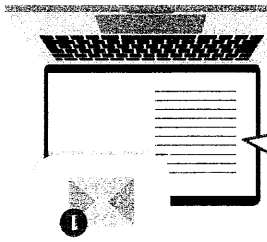
ボートしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



件名: 本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです
皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は30℃です。
作業時には十分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロア図に基づき対応いただき、
00さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願ひ
いたします。



【朝礼やミーティングでの周知】

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

【メールやイントラネットでの通知】